

宇部市フロアマネージャー設置要綱

(設置)

第1条 来庁者の利便性を向上させ、円滑で決め細やかな市民サービスを提供することで、市民サービスの向上を図ることを目的とし、宇部市嘱託職員取扱要綱に規定する嘱託職員として、宇部市フロアマネージャー（以下「フロアマネージャー」という。）を置く。

(任命)

第2条 フロアマネージャーは、窓口業務における市民サービスの推進にあたり、必要な経験や能力を有する者の中から市長が任命する。

(任期)

第3条 フロアマネージャーの任期は、1会計年度内の12月以内の期間とする。ただし、必要に応じ、原則5年を超えない範囲で再任を妨げない。

(職務)

第4条 フロアマネージャーは次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 来庁者に対し、各種申請書等の記載補助に関すること。
- (2) 来庁者に対し、各担当窓口への誘導に関すること。
- (3) 庁舎案内の実施に関すること。
- (4) 来庁者の目的達成のため、各担当窓口との調整に関すること。
- (5) その他窓口業務における市民サービスの改善の提案に関すること。

(勤務時間)

第5条 フロアマネージャーの勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき7時間45分勤務を18日とする。

(報酬)

第6条 フロアマネージャーの報酬は、月額214,000円とする。

- 2 上記の報酬額とは別に、通勤費を支給し、支給額等については、宇部市嘱託職員取扱要綱の規定による。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。